

2015・1 No.314



あつぎ

法人ニュース

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



千支の末（ひつじ）
写真提供／厚木市

消費税期限内納付

 法人会 一声運動

新年のごあいさつ



公益社団法人 厚木法人会

会長 小嶋 完治



平成27年の新春を迎え、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、経済情勢は一部の
大企業において業績の回復がみられ、ま
た株価の上昇などにより、緩やかに景気
回復が見込まれていると報道されており
ましたが、我々企業を取り巻く環境は、
企業収益の悪化や個人消費の停滞など
により、依然として先行き不透明な大変
厳しい経済環境でありました。また、年
間を通じて異常気象が相次ぎ、記録的な
大雨や集中豪雨による土砂災害や御嶽山
の噴火が起こり、各地で自然災害に見舞
われた年でした。一方、ソチ冬季オリンピ
ック大会では、日本代表選手のメダル獲
得やテニスの国際大会では、若い日本人
選手が活躍し、輝かしい成績を収めるな
ど、またノーベル物理学賞の受賞等の
明るい話題もありました。

私ども法人会は「健全な経営、正しい

納税、社会に貢献」を柱として活動する
経営者の団体です。「目指します。企業
の繁栄と社会への貢献」をスローガンに、
税のオピニオンリーダーを目指し、税知
識の普及と納税意識の高揚、税制改正に
関する提言活動をはじめ、地域社会への
貢献活動を中心に事業展開をして参りま
す。同時に会員相互の交流、親睦事業等
を実施していきたくと考えております。

会員の交流事業は、自ずと異業種交流の
場となり、情報交換や新たな事業展開の
ヒントを得る絶好の場となっております。
会員の皆様方には今後とも法人会の活動
にご参加いただき、更なるご理解とご協
力を賜りますようお願い申し上げます。

今年、未年（乙未…きのとひつじ）
です。60年前の1955年（昭和30年）
は、日本の高度経済成長が始まり、国産
初のトランジスタラジオや自動電気炊飯
器の商品が発売され、「三種の神器」と
いった言葉も流行った年です。羊は群れ
をなして行動するため、家族の安泰や平
和をもたらす縁起物とされていますので、
この一年は大きな期待と希望を持ちたい
と思います。

本年が皆様並びに会員企業にとつて、
より良き年になりますようご祈念申し上
げ、新年のあいさつといたします。

厚木税務署

署長 鈴木 忠良



平成27年の年頭に当たり、公益社団法
人厚木法人会会員の皆様へ、謹んで新年
のお慶びを申し上げます。

小嶋会長をはじめ役員並びに会員の皆
様には、平素から税務行政全般にわたり、
深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。お蔭様をもちまして、
厚木税務署の事務運営につきましては、
順調に推移しているところでございます。
これもひとえに、皆様のご支援の賜物と、
重ねて感謝申し上げます。

さて、貴会におかれましては、これま
で「よき経営者を目指すものの団体」と
して、地域の企業と社会の健全な発展に
貢献され、小嶋会長の強いリーダーシッ
プのもと、役員並びに会員の皆様が一致
団結して、組織基盤の更なる充実を図る
とともに、地域社会の発展のため「地域
ふれあい講演会」の実施など、地域に密
着した社会貢献活動を積極的に実施して
おられます。

また、租税教育事業につきましても、
租税教室への講師派遣、児童を対象とし

た租税教室の開催及び税の絵はがきコン
クールの実施等、租税教育の充実と熱心
に取り組んで頂いており、正しい税知識
の普及と納税意識の高揚に多大な貢献を
されておられます。このような活動に対
しまして、心から敬意を表しますととも
に、厚木法人会の活動が地域の活力とな
りますよう、引き続き魅力ある事業活動
を展開されますことを期待申し上げます。
私どもといたしましても貴会の事業活動
に対しまして協調関係をより推進し、緊
密で良好な協力体制の構築に努めてまい
る所存であります。

ところで、まもなく平成26年分の所得
税・復興特別所得税等の確定申告の時期
を迎えます。税務署では、本年も電子申
告・納税システム（e・Tax）の利用
拡大に取り組んでおります。会員の皆様
におかれましては、e・Taxをご利用
いただくか、あるいは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を
ご利用いただきますよう、また、会員の皆
様だけではなく従業員の方々にも、お勧
めいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が公益
社団法人厚木法人会にとりまして、更な
る飛躍の年となりますよう、また、会員
並びにご家族の皆様のご健康
勝とご事業のご繁栄を心か
ら祈念いたしまして、新年
のあいさつとさせていただきます。
きます。



栄えある表彰 おめでとうございませす

納税道義の高揚と正しい税知識の普及等に功績のあった方々が表彰されました

■納税表彰式

去る11月5日、KKRホテル東京において、平成26年度の東京国税局長納税表彰式が行われ、本会の中村副会長が東京国税局長表彰を受彰された。また、11月7日、厚木商工会議所大会議室において、平成26年度の厚木税務署長納税表彰式が開催され、署長表彰並びに署長感謝状が贈られ、当会も租税教育推進団体として、署長感謝状を受彰した。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎東京国税局長表彰受彰者（敬称略）
中村 典子（株）七沢荘

◎厚木税務署長表彰受彰者（敬称略）
神崎 進（有）神崎工務店



■納税功労表彰式

11月10日、神奈川県庁において、平成26年度の神奈川県知事納税功労表彰式が行われ、本会の中村副会長が神奈川県知事表彰を受彰された。また、11月20日、神奈川県厚木合同庁舎会議室において、県税事務所長納税功労表彰式が行われ、本会の神崎副会長が厚木県税事務所長表彰を受彰された。

◎神奈川県知事納税功労表彰受彰者（敬称略）
中村 典子（株）七沢荘

◎県税事務所長納税功労表彰受彰者（敬称略）
神崎 進（有）神崎工務店

法人会の税制改正に関する

要望事項の実現に向けて、提言書を提出

昨年10月16日に開催した法人会全国大会（栃木大会）において披露された法人会の「平成27年度税制改正に関する提言事項」（11月号掲載）の実現に向け、上部団体の全国法人会総連合をはじめ、全国の県連及び各法人会は、政府、政党など関係機関に対して要望活動を実施した。本会においても、去る11月28日、小嶋会長、中村担当副会長及び島本税制税務委員長が、厚木市、愛川町、清川村の各市町村長及び議会議長を訪ね、提言書を手

第9回 地域ふれあい講演会を開催

10月27日、厚木市文化会館大ホールにおいて、本会主催の第9回地域ふれあい講演会を盛大に開催した。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しています。

今回は、ジャーナリストの嶋信彦氏を講師に招き、「これから



▲講師の嶋 信彦 氏

渡し、その要望実現に向けて協力を要請した。



▲左から島本委員長、中村副会長、小嶋会長、清川村の大矢村長



をテーマに開催した。当日は約600名の参加者が集まり、大変好評でした。なお同講演会は、厚木市の共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体並びに受託保険会社から協賛をいただいた。



法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

アベノミクスの効果は、大企業を潤しているが、その恩恵に中小企業は浴していないと、政府は、中小企業救済のための施策を次から次へと打ち出している。

政府が手を差し伸べてくれるとすれば、それはそれで有難いことで、大いに歓迎しなければいいと思う。

しかし、本当に中小企業は政府の救いがなければ存在できないほど弱い存在なのか。

筆者は、「中小企業は弱者ではない。中身で大企業に勝てる」と、心底考えている。これは30年来の持論だが、いまなお変わることはない。

たしかに、売上総額、利益の総額では、大企業に適わない。しかし、一人当たりの利益、伸び率等々の指標では、中小企業は大企業に勝ると筆者は考えている。

一番の例が、小売業だ。小売業ほど大企業が有利だとされるが、本当にそうなのか。

かつては小売業の王様と



1950年奈良県生。新しい経営者像の会を経て、竹村健一未経営研究会事務局長。フリーランスのライターとして独立。企業経営の現場を歩き、トップに取材しなぜ成功したのか、なぜ失敗したのかを分析。取材体験をベースに、企業経営をテーマに講演。現在、『元氣塾』『実践経営塾』を主宰し、元氣印の企業が増えることを願って活動中。

中小の活路拓く 現場主義

経営ジャーナリスト 疋田 文明

セブン&アイグループ、イオングループは、グループとしては伸びているが、メガストア部門は見る影もない。

2014年の上半期、両社のメガストアは、損益ざりざりの状態に陥っている。

では、小売業で好調な分野はどこなのか。それはいうまでもなく、売り場面積平均30坪のコンビニだ。

セブン&アイグループの場合、利益の3分の1は、セブンイレブンが稼ぎ出しているのだ。

セブンイレブンは、大手企業のヨーカ堂グループの資金力があって成長したと指摘されるかもしれないが、それは違う。

親会社の反対を押し切って鈴木敏文さんが始めたのは、よく知られているし、問屋ルートも全く新しく開拓したものだ。北海道にはセイコーマート、広島にはポプラといった地域の中小企業からスタートしたコンビニの成功事例もあるではないか。

小売業では、いまひとつ、

しまむらといういいお手本がある。

しまむらは、いまでこそ、北海道から沖縄石垣島まで店舗展開する大企業だが、もともとは埼玉の小さな呉服屋だ。

それが、なぜここまで成長できたのか。

それは、小商圏に的を絞ることで店舗展開してきたからに他ならない。

しまむらは、小さな商圏で、自社の扱い商品で高いシェアをとることで成功を手に入れている。

しまむらの、平均売り場面積は1000㎡と、決して大型店ではない。規模の大きさを武器に顧客の支持を得たわけではないのだ。

これはものづくりの世界でもいえる。

マブチモーター、島精機製作所は、今でこそ堂々たる一部上場企業だが、創業時代は小さな町工場に過ぎなかった。

それが、マブチモーターは、「小型直流モーター」、島精機製作所は、「自動編み機」に的を絞りこみ、そ

れぞれの分野で高いシェアをとることで今日の地位を築き上げたのだ。

マブチの馬淵隆一名誉会長は、ものづくりの中小企業は、錐型経営で勝ち残れと、アドバイスを送っている。

「中小企業の場合には、経営資源が限られていますから、あれもこれもやろうとすると、力が分散してしまい、競争力のないものになってしまいます。一本の錐の上だと、ちよつと乗っただけで刺さってしまいが、剣山の上は歩けまです。マブチは、小型直流モーターに特化して、深く掘り進んで極めたから勝たたのではないでしょうか」
得手の分野に的を絞りこんで、錐のように深く掘り進んでいけば、そこまでの会社にはしか見えないものがみえてくるようになる。これは神の領域としか思えない、そこまですら、国内のマーケットだけではなく、世界に売れるようになる、とまで馬淵名誉会長は、自社を例に言う。

多能を活かす

筆者が、いくら中小企業には勝ち残る道があると主張しても、必ず反論が返ってくる。それは、中小企業には、資金力がない、人材がないというものだ。

しかし、この二つの要素が、本当に中小企業を弱者たらしめているのか。筆者はそうは思わない。

まず資金力だが、たしかに中小企業は、資金は劣るに違いない。しかし、それが成長の妨げになるとはいえない。

逆に、豊富な資金が経営を甘くすると考える、堀場雅夫さん（堀場製作所創業者）のような経営者もいる。

「一度成功した経営者の多くが次のステップで失敗するのは、資金面に問題があるように思う。それは、資金がタイトで苦勞するということではなくて、資金に余裕がすぎすぎておかしくなるという意味からだ。うまくいくと、銀行の融資も受けやすくなるし、株式

公開でもすれば、キャピタルゲインが手に入ってくる。創業の頃の、資金に苦勞し、

汗水たらして、自分の能力いっぱいのところ得たお金というのは大事に使いたすが、逆に甘く入ってきたお金は使い方も甘くなってしまうものです」

資金がタイトなときは、問題があれば、ぎりぎりまで考え抜いて、解決しようとするが、なまじお金に余裕があると、お金で解決しようとなつて、経営が甘くなるのと指摘だが、まさにその通りだと思う。

資金はあるにこしたことはないが、乏しいからといって悲観することはない。考えに考え知恵を出すことで資金難は克服できると考えたい。

人材についてはどうか。たしかに、いい大学で教育を受けたのいい人材とするなら、中小企業にハンディはある。しかし、学歴と仕事力は全く関係ないといつてもいい。

自社の仕事に真面目に意欲的に取り組んでくれる人

材なら、中小企業にも数多くいるはずだ。

それに、中小企業には、人材が育つ土壌がある。大企業の幹部社員から、中小企業に転じたある経営者が、筆者に、「疋田さんが言うように、中小企業は、本当に面白い。中小企業は、

中身で大企業に勝てるし、その原動力になるのが、人材だ。中小企業は、一専多能な人材が育つ可能性を秘めている」と語ったことを思い出す。

大企業では、ひとつの専門分野を持つ優秀な人材は多い。与えられた仕事に結果は出すが、それだけだと、先の経営者は指摘する。

どんな企業でも、いくつかの課業がある。ひとつひとつが分離独立しているわけではなく、すべて相互に作用し合っているのが企業だ。

中小企業でも、それぞれの担当はあるだろうが、狭いところで、いくつかの部門が同居して仕事をしている。必然的に他部門の仕事を見る機会も多い。

仕事は見ることで覚えることが多くある。

それだけに、自分の専門分野だけでなく、多くの能力を身につけるチャンスが、中小企業にはあるのだ。この土壌を活かせば、中小企業は、人材で大企業に負けることはない、と筆者は信じている。

早い意思決定を武器に

一見、ハンディに思える資金力、人材不足に目を向けるよりも、中小企業の強みに目を向けて欲しいと思う。

まずは、トップが現場に近いという強みだ。トップが現場に近いと、第一線の情報を肌身で感じることができると、判断を誤ることが少ない。

中小企業で名を成した企業が、規模が拡大するにつれて、業績を落とすケースが目立つが、その原因は、トップが現場から遠くなることにある。大企業ながらも、トップが現場に近い企業は、間違いなく業績はい

い。日産自動車の再建は、カ

ロス・ゴーンが、現場の声を直接聞くことから、スタートして成功をおさめている。これが、なによりその事実を証明している。もうひとつの強みは、意思決定の早さだ。

ラスクで躍進する「原田」の原田義人社長から、象徴的な話を聞いたことがある。「ある大手メーカーが、当社のチョコレートを買って設備を見学に来たことがありますが、その会社は、見学してから一年半後ぐらいに導入しました。ところが、当社は、成長が早かったこともありますが、その間に、第二世代、第三世代のシステムを導入しました」

トップが現場に出ることは、大企業も意識さえあればできる。しかし、意思決定には、大企業はそれなりに時間がかかるものだ。

この中小企業だけが持つ意思決定の早さを武器に戦えば、間違いなく、中小企業は大企業に中身で勝てる、と、筆者は固く信じている。

税務署からのお知らせ

平成26年分確定申告の「案内」



への投函により提出することができます。

■確定申告書作成会場について

◎申告書作成会場の開設期間

2月10日(火)～3月16日(月)

申告書の作成・相談の方は、右記の開設期間にお越しください(お車での来署はご遠慮ください)。

※現在、厚木アクストには税務署はありませんのでご注意ください。

■厚木税務署では、次の日曜日に平成26

年分の確定申告の相談、用紙の配付及び申告書の受付を行います。

2月22日(日)・3月1日(日)

【相談時間・午前9時～午後5時】

当日、混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

なお、税金の納付はできませんので、あらかじめご了承ください。

また、当日は電話での相談は行っておりませんので、電話でのご質問は平日にお願いします。

※2月22日と3月1日以外の土・日・

祝日等は、執務を行っておりませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

厚木税務署 電話(221)3261

平成26年分
給与所得の源泉徴収票等の
法定調書の提出について

○提出に当たっての留意事項

「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」、「不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書」は、平成27年2月2日(月)までに所轄税務署長(給与支払報告書・特別徴収票については関係市区町村長)に提出してください。

なお、連続用紙を使用して電子計算機で出力した法定調書は、1枚ずつ切り離して提出してください。

○提出方法について

法定調書及び合計表の提出には、便利なe-Tax(国税電子申告・納税システム)、e-Taxソフト(WEB版)、光ディスク等(CD・DVD・MO・FD)を是非ご利用ください。

法定調書は、e-Tax又は光ディスク等でも提出することができます。

また、合計表は、e-Taxでも提出することができます。

・法定調書の提出に当たっては、書類の送付や持参が必要なく、自宅やオフィスからインターネットを利用して提出

できるe-Tax、e-Taxソフト(WEB版)のご利用をお願いいたします。



・e-Taxソフトを利用すると、前年作成したデータを基に、本年分の法定調書を作成することができます。またWEB版を利用すると、CSVファイルから一括読みが行えます。

詳しくは、e-Taxホームページに掲載しております。
(www.e-tax.nta.go.jp)

光ディスク等による

法定調書の提出が義務化されました!

法定調書ごとの提出枚数が

1000枚以上となった場合

・前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が、種類ごとに、1000枚以上である場合には、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務化されました。

・右記以外の方が、光ディスク等により提出する場合には、提出期限の2か月前までに「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書」の提出が必要です。

・法定調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページ「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

■申告書の作成は国税庁ホームページ

「確定申告書作成コーナー」で!

自宅のパソコンで、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、贈与税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

■確定申告の相談と

申告書の受付、納付の期限について

◎所得税及び復興特別所得税

2月16日(月)～3月16日(月)

◎贈与税

2月2日(月)～3月16日(月)

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

3月31日(火)まで

申告書の提出は郵送でも受け付けています。あて先は次のとおりです。

〒243-8577

厚木市水引1丁目10番7号

厚木税務署

―期限内申告・期限内納税を!―

申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外收受箱

国税の申告納税はe-Taxで!

◇税務署に向かわずに、自宅やオフィスから申告・納税でき、交通費や郵送料の**コストダウン**につながります!

国税庁e-Tax
キャラクターイータ君



税理士の先生に
お任せしている
ので...



という方は、税理士に「代理送信」をお願いしてください!!

◇法人(納税者)が電子証明を取得する必要はありませんので、**手間がかかりません**。先生に「送信」してもらっただけで申告完了。

地方税ならeLTAX

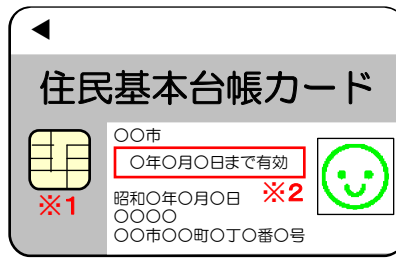


エルレンジャー

eLTAX(地方税ポータルシステム)との双方利用でより便利に。

厚木税務署での地方税職員による県・市町村申告書等取扱は、行っておりません。地方税の申告はeLTAXを是非ご利用ください!!

~ e-TaxとeLTAX ネットでスマート申告・納税 ~



※1 本台帳カード取得時に電子証明
※2 更新された電子証明書はe-Taxへの再登録が必要になります。
※1 住民基本台帳カード取得時に電子証明
※2 更新された電子証明書はe-Taxへの再登録が必要になります。

★電子証明書の有効期限の確認方法について
電子証明書の有効期限を確認するには、ご自宅のパソコンでICカードリーダーライタに住民基本台帳カードを挿入又は接触させ、利用者クライアントソフトの機能から有効期間を表示させることができます。利用者クライアントソフト(JPKI利用者ソフト)のバージョンによって確認方法が異なりますので、ご注意ください。

電子証明書の有効期間は3年です。有効期限を過ぎた場合には、電子証明書の取得した市役所等の窓口において、更新手続きが必要になります(更新には、手数料が必要です)。
詳しくは、電子証明書の取得した市役所等へお問い合わせください。

書の発行を申請すれば、カードの中に電子証明書が格納されます。
※2 カードに表記されているのは住民基本台帳カードの有効期限です。電子証明書の有効期限ではありませんので、ご注意ください。

【電子申告を「利用される方へ」】
電子証明書の有効期間について、ご注意ください
電子証明書の有効期間は3年です!

「税を考える週間」協賛行事

国税庁の「税を考える週間」(11月11日~11月17日)協賛行事の一環として、各種活動を実施した。

▲署長講演会
11月18日、アミューあつぎにおいて、本会を含む厚木税務署管内の納税協力6団体(税理士会、納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会、小売酒販組合)共催による講演会を開催した。当日は49名が参加し、厚木税務署の鈴木忠良署長を講師に招き、「国税局の機構と国外財産調書」をテーマに講演が行われ、大変好評だった。



▶愛川町役場

◀管内の県市町村庁舎へ懸垂幕を設置

11月の一ヶ月間、当会区域内の神奈川県厚木合同庁舎、厚木市、愛川町、清川村の庁舎へ納税意識の高揚を図る内容の懸垂幕を設置した。



▲神奈川県厚木合同庁舎

■税務署職員との座談会

11月25日、厚木商工会議所において、18名が出席して、本会の各支部及び各部会からの代表者等と税務署職員との座談会を開催し、活発な意見交換を行った。





源泉部会は11月5日、厚木税務署会議室において、36名が参加し「年末調整の仕方・法定調書及び給与支払報告書の作成と提出」をテーマに研修会を開催した。

◀源泉部会定例研修会



▲年末調整説明会 (11/12 厚木市文化会館)

▼年末調整説明会 (11/10 愛川町文化会館)



▼青年部会の社会貢献活動 (少年少女球技大会を支援)

青年部会は、社会貢献活動の一環として、次世代を担う心豊かな青少年を育成することを目的とした「厚木市少年少女球技大会」に後援し支援協力を行った。10月19日、及川球技場及び飯山グラウンドで開催した同大会において、当日の駐車場整理とソフトボール競技の監視員等に7名が運営協力を行い、また参加したソフトボールとドッジボールの各チームにボールとバグを寄贈した。



▼女性部会・青年部会が 租税教室の運営に協力

女性部会と青年部会は厚木税務署と協力し、小学校の租税教室において講師を務め、児童たちに税の役割や大切さなどの意識啓発を行った。(厚木愛甲地区の6校・7クラスの小学6年生237名の児童が参加)



11月21日、秋田県民会館において、全法連主催の全国青年の集い(秋田大会)が開催され、全国から約2150名の青年部会員が集まり、本会から10名が出席した。同大会では、全国から選ばれた青年部会の租税教育活動プレゼンテーションや部会長サミット、大会式典などが行われ、青年らしい活気溢れる大会となった。また記念講演として読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏を招き「リーダーはいかにあるべきか」ユタカな国・美しい心をつなぐために「」をテーマに講演が行われ好評を博した。

▶全国青年の集い(秋田大会)



▼チャリティー事業

12月3日、レンブラントホテル厚木において、254名が参加し、また多くの協賛企業のご協力を得て、盛大にチャリティーパーティーが開催された。当日はアトラクションとして、浪ちひろさんと張麗華さんの歌謡ショーが華やかに行われ、大変好評だった。



また、恒例となった抽選会では、当選番号を読み上げるたびに、会場は大きな歓声に包まれた。なお、本会がパーティー会場で実施した募金活動では総額302,200円のチャリティー金が集まり、社会福祉事業に役立てていただくため管内の各市町村(厚木市・愛川町・清川村)へ寄付させていただきます。

源泉部会が租税教育用の下じきを寄贈 (租税教室で小学6年生に配付)

源泉部会は、厚木愛甲地区(全31校)の小学6年生を対象にした租税教室の開催にあわせ、子どもたちの納税意識の向上のため、税金の役割や使われ方等が記載された租税教育用の下じき(約2,800枚)を見童に配付していただくよう各小学校へ寄贈した。



▲陸合支部日帰り旅行会
航空博物館と小江戸佐原散策
陸合支部は10月18日、44名が参加して日帰りバス旅行会を開催した。車中でビデオ研修を行い、成田・航空博物館の見学や小江戸佐原散策、また酒々井アウトレットで買物を楽しみ、参加者相互の交流を深めた。

厚木第1支部の料理教室▶

厚木第1支部は10月30日、厚木ガス中町ショールーム・リセにおいて、18名が参加して料理教室を開催した。講師には、あざみ野キッチンの市川えい子氏を招き、中国料理を作り大変好評だった。



▼愛川支部研修会

愛川支部は11月21日、愛甲商工会館において、税務研修会を開催し、25名が参加した。当日は、税理士会厚木支部所属の新川勉氏に講師を依頼し、「税金のこれからの変わり方～相続に向けて、今できること～」をテーマに研修した。



▲厚木西部支部研修会
厚木西部支部は11月11日、玉川公民館において、厚木薬剤師会会長の石射正英氏を講師に招き、「知っておきたい薬の知識」をテーマに研修会を行った。当日は145名の方々が参加され大変好評でした。

内陸工業団地支部研修会▶

内陸工業団地支部は11月18日、団地会館において、税務研修会を開催し、23名が参加した。当日は、厚木税務署担当官を講師に招き、「相続税・贈与税の改正のポイント」等をテーマに研修を行った。



税務職員を装った

「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。



―被害に遭わないための注意事項―

納税者の皆様が予期せぬ被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

① 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

② 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めるところはありません。

③ 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

ご不審な点があるときは、左記まで電話等によりお問い合わせください。

【問合せ先】厚木税務署 総務課
電話 046-221-3261

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



【無料相談のご案内】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 會田聡史税理士事務所
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階
電話(046)224-7731
- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030
- 和田明税理士事務所
愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

納税証明書の請求は「e-Tax」を使ったオンライン請求で!

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーライターが不要です。



オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。
1 税目1年度1枚370円(通常400円)
- ② 窓口での待ち時間が短縮できます。(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

【無料記帳指導制度のご案内】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

投稿コーナー・税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail: info@a-net.or.jp

新入会員紹介

期間 [平成26年10月～平成26年11月]

地区・支部名	会 員 名
厚 木 北	有限会社 井上商会
厚 木 北	須藤誠治 税理士事務所
厚 木	株式会社 ロワール
旭 町 西	おひさま
下 荻 野	株式会社 プラスホーム
荻 野 上 中	株式会社 Fruition
依 知 中	有限会社 ほうとく
依 知 南	有限会社 大川物産
岡 田	東京ピアノ運送 株式会社
戸 田	株式会社 HNKプランニング
戸 田	有限会社 ディーノプロジェクト
戸 田	ファクトリー マオ 株式会社
愛 川 第 1	有限会社 グラインド
愛 川 第 5	須藤工業 株式会社

軽自動車税の税率改正について

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成27年度課税から軽自動車税の税率が変更になります。

また、グリーン化税制を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪以上の軽自動車については平成28年度課税から割増課税（重課税率）が導入されます。

【原動機付自転車、軽二輪等、小型特殊自動車】

区 分		税 率（年税額）	
		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付 自 転 車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超～250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊 自 動 車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円



法人会のキャラクター
「けんた」

【三輪及び四輪以上の軽自動車】

区 分			税 率（年税額）		
			(1) 平成27年3月31日まで に最初の新規検査(※1) を受けた車両	(2) 平成27年4月1日以後 に最初の新規検査(※1) を受ける車両	(3) 最初の新規検査(※1) から13年を経過した車両
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
四 輪 以 上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
適用開始年度は「最初の新規検査年月(※2)」で判定を行い、 (1) 経過措置 (2) 改正税率 (3) 重課税率 のいずれかが適用されます。			経過措置 が適用され現在の税率から変更はありません。 ※ 平成28年度課税から(3)に該当する場合があります。	登録年月日に応じて次のとおり 改正税率 が適用されます。 ① 平成27年4月1日登録は平成27年度課税から ② 平成27年4月2日以降登録は平成28年度課税から	平成28年度課税から 割増課税（重課税率） が導入されます。 ※ 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象から除きます。

※1 最初の新規検査を受けた車両とは、初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けた車両をいいます。

※2 最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

お問合せ先

★厚木市役所

市民税課 税制係

電話（046）225-2012

★愛川町役場

税務課 町民税班

電話（046）285-6915

★清川村役場

税務住民課 課税係

電話（046）288-3849